

国民健康保険山城病院組合病院事業の設置等に関する条例

昭和 42 年 3 月 28 日

組 合 条 例 第 1 号

改正 昭和 49 年 8 月 5 日組合条例第 3 号
昭和 56 年 7 月 15 日組合条例第 1 号
昭和 61 年 3 月 11 日組合条例第 1 号
平成 4 年 3 月 9 日組合条例第 1 号
平成 11 年 3 月 5 日組合条例第 1 号
平成 12 年 3 月 7 日組合条例第 1 号
平成 13 年 3 月 26 日組合条例第 1 号
平成 19 年 3 月 5 日組合条例第 4 号
平成 21 年 5 月 26 日組合条例第 7 号
平成 22 年 11 月 30 日組合条例第 3 号
平成 25 年 2 月 15 日組合条例第 1 号
平成 26 年 11 月 26 日組合条例第 4 号
平成 30 年 11 月 8 日組合条例第 6 号
令和 4 年 2 月 22 日組合条例第 2 号
令和 5 年 2 月 9 日組合条例第 1 号
令和 7 年 8 月 20 日組合条例第 6 号

(病院事業の設置)

第 1 条 地域住民の健康保持に必要な医療を提供するため、病院事業を設置する。

(経営の基本)

第 2 条 病院事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 診療科目は、次のとおりとする。

- (1) 内科
- (2) 呼吸器内科
- (3) 消化器内科
- (4) 循環器内科
- (5) 腎臓内科
- (6) 糖尿病・代謝内科
- (7) リウマチ科
- (8) 脳神経内科
- (9) 精神科
- (10) 小児科
- (11) 外科
- (12) 呼吸器外科
- (13) 消化器外科
- (14) 乳腺外科
- (15) 小児外科

- (16) 整形外科
- (17) 脳神経外科
- (18) 皮膚科
- (19) 泌尿器科
- (20) リハビリテーション科
- (21) 放射線科
- (22) 麻酔科
- (23) 産婦人科
- (24) 眼科
- (25) 耳鼻咽喉科

3 病床数は、次のとおりとする。

- (1) 一般病床 345 床以内
 - (2) 感染症病棟 10 床
- (附帯事業)

第 2 条の 2 病院事業の附帯事業として次に掲げる事業を行なうものとする。

- (1) 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 8 条第 24 項に規定する居宅介護支援事業
- (重要な資産の取得及び処分)

第 3 条 地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号。以下「法」という。）第 33 条第 2 項の規定により、予算で定めなければならない病院事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価格）が 2,000 万円以上の不動産又は動産の買入れ又は譲渡（土地については 1 件 5,000 平方メートル以上のものに限る。）とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第 4 条 法第 34 条において準用する地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 8 項の規定により、病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が 30 万円以上のものとする。

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第 5 条 病院事業の業務に関し、法第 40 条第 2 項の規定により、条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領で、その金額又はその目的物の価格が 10 万円以上のもの及び法律上病院組合の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が 10 万円以上のものとする。

(業務状況書類の作成)

第 6 条 管理者は、病院事業に関し、法第 40 条の 2 第 1 項の規定により、毎事業年度 4 月 1 日から 9 月 30 日までの業務の状況を説明する書類を 11 月 30 日までに、10 月

1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。

- 2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1) 事業の概要

(2) 経理の状況

(3) 前2号に掲げるもののほか、病院事業の経営状況を明らかにするため管理者が必要と認める事項

- 3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかった場合においては、管理者は、できるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

附 則

- 1 この条例は、昭和42年4月1日から施行する。

- 2 この条例中、相楽郡木津町外四箇町村病院組合とあるは、国民健康保険山城病院組合と規約改正後は、改称して読み替えるものとする。

附 則(昭和49年8月5日組合条例第3号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

- 2 この条例のうち第2条第3項第1号による規定は京都府知事が病院患者収容定員変更許可の日から適用する。

附 則(昭和56年7月15日組合条例第1号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による規定は医療法による病院患者収容定員変更に関して京都府知事許可の日から適用する。

附 則(昭和61年3月11日組合条例第1号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による規定は医療法による病院患者収容定員変更に関して京都府知事許可の日から適用する。

附 則(平成4年3月9日組合条例第1号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による規定は医療法による病院患者収容定員変更に関して京都府知事許可の日から適用する。

附 則(平成11年3月5日組合条例第1号)

この条例は、京都府知事の許可のあった日から施行する。

附 則(平成12年3月7日組合条例第1号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年3月26日組合条例第1号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 5 日組合条例第 4 号)
この条例は、平成 19 年 3 月 12 日から施行する。

附 則(平成 21 年 5 月 26 日組合条例第 7 号)
この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 11 月 30 日組合条例第 3 号)
この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 25 年 2 月 15 日組合条例第 1 号)
この条例は、平成 25 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 11 月 26 日組合条例第 4 号)
この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 30 年 11 月 8 日組合条例第 7 号)
この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和 4 年 2 月 22 日組合条例第 2 号)
この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 2 月 9 日組合条例第 1 号)
この条例は、公布の日から施行し、令和 5 年 1 月 1 日から適用する。ただし、第 2 条の規定は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 7 年 8 月 20 日組合条例第 6 号)
この条例は、公布の日から施行する。